

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 水戸市城南2丁目7番14号

氏 名 株式会社 関電工

理 事 茨城支店長 福加 博人

電話番号 050-3133-2075

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 関電工 茨城支店
事業場の所在地	茨城県内工事現場（水戸市を除く）
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高（令和5年度実績） 22,702（百万円）
③ 従業員数	464人（契約社員含む）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙1 参照】



（日本工業規格 A列4番）

(第2面) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【別紙2参照】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	【別紙3参照】	
排 出 量	【別紙3参照】 t	6,060.744 t

① 現状

各施工現場で排出される産業廃棄物については各々分別・選別を行い、排出量の削減及び有価物化率の向上に努めたが、期間中工事量増により、がれき類及び無機性汚泥の排出が増え、計画値より増加。
しかしがれき類についてはリサイクル率=100%を維持。

【目標】

産業廃棄物の種類	【別紙3参照】	
排 出 量	【別紙3参照】 t	5,757.701 t

② 計画

分別・選別による産業廃棄物排出量の削減を継続する。
又、各種研修会への参加及び資格試験へのチャレンジなど、組織全体の意識高揚、知識向上を図る。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

がれき類、金属くず・木くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの分別が可能なものについては厳正に分別を実施。また、金属くず、木くず、廃プラスチック類については、有価物価率の向上に向けて重点的に活動中。

② 計画

上記取り組みと意識づけに関する教育を継続実施し、廃棄物発生量の削減、有価物価率の向上に努める。
各品目 前年度の5%削減を目指値とする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

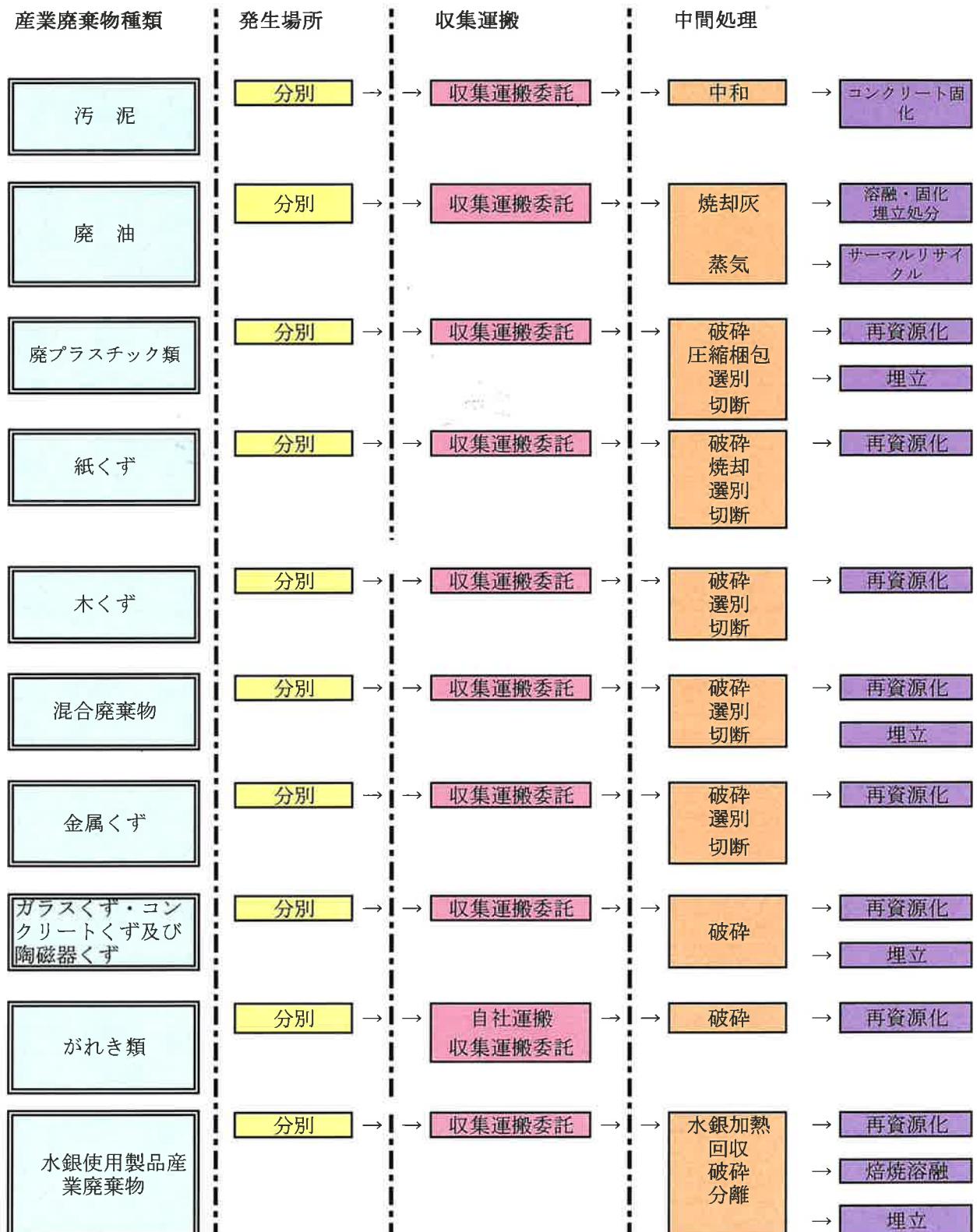
【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	【別紙4参照】
	全処理委託量	【別紙4参照】 t 6,060.744 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	【別紙4参照】 t 243.112 t
	再生利用業者への 処理委託量	【別紙4参照】 t 5,978.134 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	【別紙4参照】 t 29.540 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	【別紙4参照】 t
年度内に件名工事において、がれき類及び汚泥が目標値を大幅 に上回った。 また、電子マニフェスト非対応の会社があったため紙マニフェ ストが12通発生した。電子マニフェスト化率99.3%。 その他項目に関しては、優良認定処理業者への委託及び、リサ イクル化率の高い業者への委託を優先して行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	【別紙4参照】t	5,757.701t
	優良認定処理業者への 処理委託量	【別紙4参照】t	230.953t
	再生利用業者への 処理委託量	【別紙4参照】t	5,677.399t
	認定熱回収業者への 処理委託量	【別紙4参照】t	28.061t
産業廃棄物の効率的分別方法のさらなる実施。 全ての項目については5%削減を目標とする。 廃棄物に関する講習会等へ積極的に参加し、社員の意識づけと 知識、技量の向上を図る。 中間処分場の実地確認を行うとともに、電子化率100%を 目標に行動していく。			
※事務処理欄			

備考

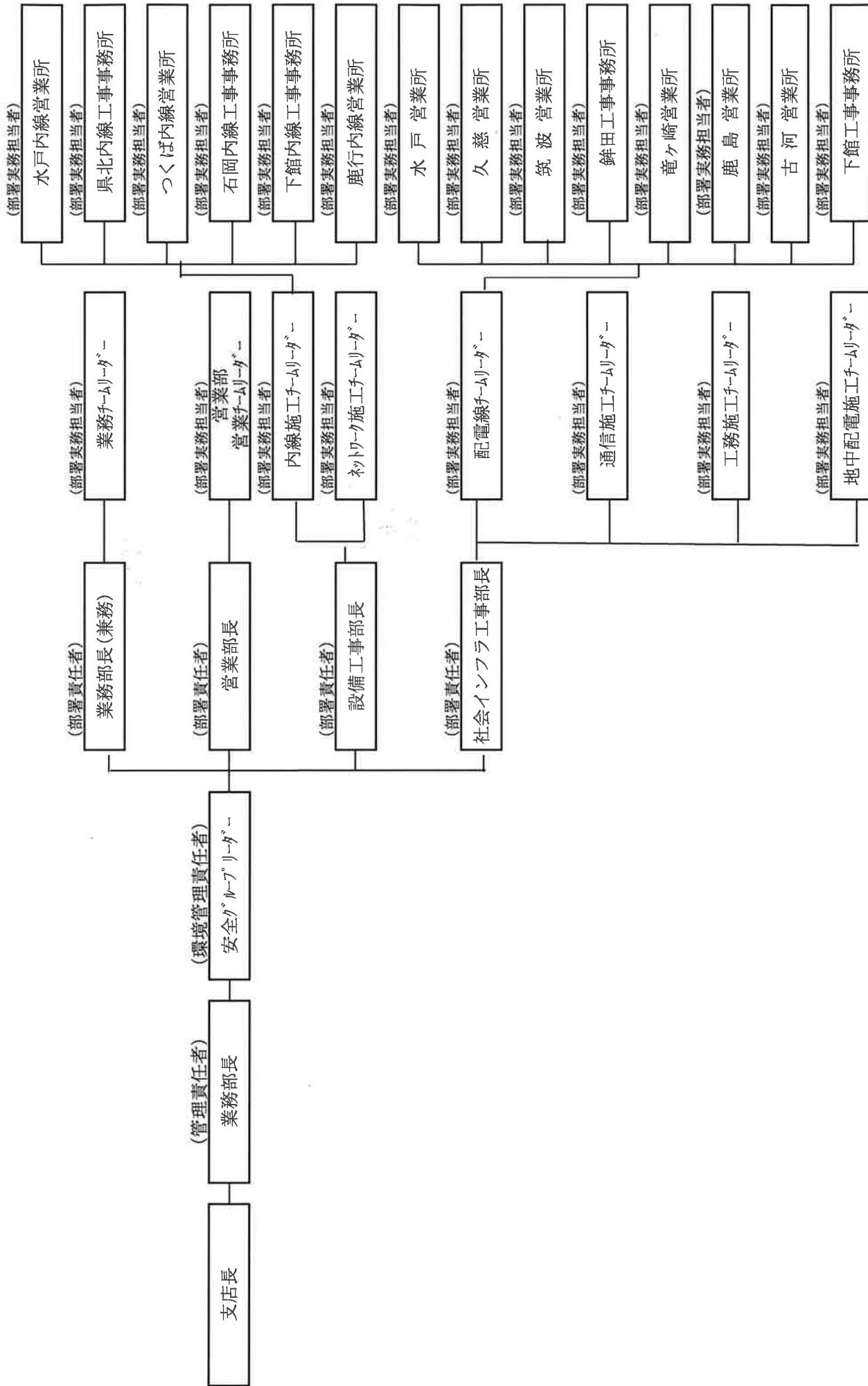
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理制度圖



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙3

番号	産業廃棄物の種類	①現状		②計画	
		【前年度（2023年度）実績】 排出量（t）	【目標】前年度値の5%削減 排出量（t）	備考	
1	汚泥	1.161	1.102		
	汚泥（無機性）	2,348.500	2,231.075		
2	廃油	1.520	1.444		
3	廃プラスチック類	53.190	50.530		
4	建設工事の紙くず	0.760	0.722		
5	建設工事の木くず	48.380	45.961		
7	金属くず	11.880	11.286		
8	ガラス・コンクリート製品及び陶磁器くず	0.430	0.408		
	ガラス・コンクリート製品及び陶磁器くず（石綿含有）	0.350	0.332		
6	管理型混合廃棄物	37.232	35.370		
	安定型混合廃棄物	0.130	0.123		
9	がれき類	3,473.030	3,299.378	合算合計値	
	がれき類（紙マニフェスト分）	77.810	73.919		3,373.297
	がれき類（石綿含有）	4.450	4.227		
11	水銀使用製品産業廃棄物（照明機器）	1.921	1.824		
	計	6,060.744	5,757.701		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

番号	産業廃棄物 の種類	【前年度 (2023年度) 実績】				【目標】前年度値の5%削減			
		全処理委託量(t)	優良認定処理業者 への処理委託量(t)	再生利用業者への 処理委託量(t)	認定熱回収業者 の熱回収を行った 業者への処理委託 量(t)	全処理委託量(t)	優良認定処理業者 への処理委託量(t)	再生利用業者への 処理委託量(t)	認定熱回収業者へ の熱回収を行った 業者への処理委託 量(t)
1	汚泥	1,161	0,990	1,161	0,990	1,102	0,940	1,102	0,940
	汚泥(無機性)	2348,500	2348,500			2231,075		2231,075	
2	廢油	1,520	1,520	1,520	1,160	1,444	1,444	1,444	1,102
3	廢プラスチック類	53,190	17,120	53,190	14,860	50,530	16,264	50,530	14,117
4	建設工事の紙くず	0,760	0,760	0,760	0,630	0,722	0,722	0,722	0,598
5	建設工事の木くず	48,380	27,600	48,380	0,890	45,961	26,220	45,961	0,845
6	金属くず	11,880	5,820	11,880	1,330	11,286	5,529	11,286	1,263
7	ガラス・コンクリート製品及び陶磁器くず	0,430	0,130	0,430		0,408	0,123	0,408	
	ガラス・コンクリート製品及び陶磁器くず(石綿含有)	0,350				0,332			
8	管理型混合廃棄物	37,232	28,652	37,232	9,680	35,370	27,219	35,370	9,196
	安定型混合廃棄物	0,130	0,130	0,130		0,123	0,123	0,123	
9	がれき類	3473,030	154,990	3473,030		3299,378	147,240	3299,378	
	がれき類(紙マニフェスト分)	77,810				73,919			
	がれき類(石綿含有)	4,450	4,450			4,227	4,227		
10	水銀使用製品産業廃棄物(照明機器)	1,921	0,950	1,921		1,824	0,902	1,824	
	計	6,060,744	243,112	5,978,134	29,540	5,757,701	230,953	5,677,399	28,061